

市 民 福 祉 委 員 会 記 録

1 日 時 令和8年7月30日(木)
午前10時00分 開会
午前10時44分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	河 内 優 子	副委員長	小 野 志 保
委員	片 平 恵 美	委員	藤 田 誠 一
委員	田 窪 秀 道	委員	山 本 健十郎
委員	藤 原 雅 彦		

4 欠席委員

委員 伊 藤 優 子

5 説明のため出席した者

市民環境部

部長	藤 田 清 純	総括次長(地域コミュニティ課長)	塩 崎 秀 一
人権擁護課長	伊 藤 伸 明	人権擁護課主幹	真 鍋 平 登

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議事課主任 田 辺 和 之

8 本日の会議に付した事件

(1) 所管事務調査

人権擁護、人権啓発について

パートナーシップ制度について

(2) 付託案件審査(継続審査分)

請願第1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書の提出方について

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●委員長：＜開会挨拶＞

○市民環境部長：＜挨拶＞

(1) 所管事務調査

人権擁護、人権啓発について
パートナーシップ制度について

<説 明>

○人権擁護課長：資料について説明

<質 疑>

●委員：まず、パートナーシップ制度を今治市、大洲市は導入しているが、ファミリーシップ制度はしておらず、内子町、松山市、宇和島市はファミリーシップ制度を導入しているが、パートナーシップ制度は導入していないのはどうしてか。また、新居浜市は今回、来年4月にこの2つの制度を一度に導入するという認識でよいのか。

2点目に、届出方法について、例えば婚姻届の場合は証人が必要だと思うが、この制度の場合は、証人などは必要ないのか。

3点目に、外国人が届出を行うことができるか。

○人権擁護課長：1点目の質問については、まず前提としてパートナーシップ制度があり、その関係を認める範囲をカップルだけでなく家族までに広げたのがファミリーシップ制度であり、本市は、内子町、松山市、宇和島市と同じく、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を考えている。

次に、届出の際の証人についてだが、婚姻届には証人が必要となるが、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度では、証人までは求めていない。他市でも、証人などを必要とする例は見たことはなく、多数派ではないようである。

次に、外国人の届出については、外国人であっても、新居浜市民になるため、外国人も含めて届出ができる。

●委員：届出ができる人の要件として配偶者がいないことが挙げられているが、カップルの片方がほかのひとと婚姻関係を持っている場合、パートナーシップの関係を結ぶことはできるのか。

○人権擁護課長：婚姻関係を結んでいる状態で他の第三者とパートナーシップ関係を結ぶことはできない。

●委員：婚姻関係が主となるのか。

○人権擁護課長：法的な婚姻関係が基本で、その関係にある人が他者とパートナーシップ関係を結ぶことはできない。

●委員：制度設計をする中で本市の独自性などを考えているか。

○人権擁護課長：現在、制度設計中ではあるが、まずは全国的な基本ベースとなるような形にそろえた中で、本市らしさの独自性については、現在はアイデアを持っていないため、これからの検討課題となる。

●委員：利用可能が想定される行政サービスが資料で示されているが、ファミリーシップということで、関係する子供もいると思うが、学校に対して何かフォローをするような考えはあるか。

○人権擁護課長：パートナーシップ・ファミリーシップ関係の届出があり、学校に通う子供がいる場合、その情報をどこまでの範囲で学校現場と共有するかになってくと思う。当事者から了解を得た上で、アウティングにならないような形で情報共有を図れるところは図っていきたいと考えている。

●委員：パートナーシップ・ファミリーシップの届出をした人が何か困ったときに相談できる行政としての相談窓口について考えていることはあるか。

○人権擁護課長：現在も人権相談ということで、人権擁護課に窓口を設けており、法務局にもそういった窓口があるため、そちらの中で対応していきたいと考えている。

●委員：制度の対象者はどの程度いると考えているのか。また、対象者からどの程度要望があったのか。

- 人権擁護課長：対象者数の想定については、様々な調査があり、調査によって差があるが、日本ではLGBTQに当たる人が5%から10%の範囲程度とされており、仮に本市の人口の5%であれば、5,000人であるが、現時点で具体的な相談等はまだ来ていない。例えば松山市では令和7年2月4日に制度を開始し、5月末までで利用件数が20件、内子町は1件、ほか3市は非公開となっている。まず制度が導入されれば、これを待ち望んでいた人の何人かから届出があると思うが、そこで一旦落ち着き、その後はすごくたくさん届出に来るとまでは想定はしていないが、私の個人的な感覚では、だいたい10人前後ぐらいで、五、六組が最初に届け出るような想像をしている。
- 委員：資料に利用可能が想定される行政サービスとして5つ示しているが、制度導入前の現在では、制度の利用が想定される人はそういったサービスを受けられないということか。
- 人権擁護課長：現在、本市ではパートナーシップ制度が導入されていない中で、資料で示しているサービスのうち、住民票の続き柄を変更するにはパートナーシップ制度の導入がなければ難しい状況であるが、そのほかのサービスは基本的に委任状などを整えることで対応可能と考えている。
- 委員：それでは、そこまで困ることはなく、一番大きいのは住民票の部分か。
- 人権擁護課長：届出した人には届出受理カードを渡し、例えば受理カードを提示するだけでサービスが受けられるようになれば、より便利になると考えている。そして、この当事者の関係性を尊重するという意味合いで、自分たちが住んでいる自治体に届出して、それを証明する受理カードが交付されれば、気持ちの面でもかなり大きいと思う。
- 委員：行政として、制度の整備をしないといけないということか。
- 人権擁護課長：全国的な広がりの中で、我々も住民に寄り添った形の制度は積極的に導入したいと考えている。
- 委員：先ほど行政サービスについて、パートナーシップ制度を導入しなくても対応可能なものもあるということだったが、民間サービスについては制度を導入しないと対応できないことが多いと聞いたことがある。制度を導入しないと対応できないサービスにはどのようなものがあるか。病院に一緒に行っても詳細なことは教えてもらえないというようなことを聞くが、どうなのか。
- 人権擁護課長：民間サービスについては、話にもあったような医療分野での対応にも課題があると思うが、医療機関の実際の対応方法についての強制力はないため、制度の趣旨などを丁寧に説明して、理解してもらい、医療機関として最終的にどう対応するかを決定してもらうことになる。
- そのほかの分野についてはかなり進んでおり、例えば、愛媛銀行のホームページに、同性パートナーに対応した住宅ローンの取扱いについて2025年1月31日に発表され、2月3日から取扱いが開始されている。その場合には自治体が発行するパートナーシップ証明書、またはこれに準ずる書類を提示するようになっている。地元の銀行でもこういった取組が進んでおり、また、携帯の家族割などでも対応している企業がある。
- 市民環境部長：制度への対応が望まれる民間サービスについては、世間の考え方も変化しており、大手の会社は、対応を取り入れている。ただし、証明書がなかったらそれができない。対応できる体制ができていますので、本市の人がその証明書を持って手続をすれば、大抵のことはできるようになると思う。あとは医療分野でもどこまで病院が認めるか、中小の病院でもそれができるのかなどということについては今後この制度をやった後、どこまで広がっていくかにかかってくると思う。
- 委員：来年4月からの導入ということで、もう8か月ぐらいしかない中で、心配なのは学校への周知である。小学校や中学校や高校に、人権擁護課の職員が行って説明するのだと思うが、法的根拠がない自治体の任意の制度ということの子供たちにどうやって理解させるかが心配だが、8か月の間のどのタイミングで進めていくのか、教えてほしい。
- 人権擁護課長：学校、子供たちへのこの制度の説明などについては、今の時点では制度が導入される前

の1か月、3月に取り組みたいと考えている。ただ、この制度の前提になっているLGBTQなどについても様々な機会の中で丁寧に説明をしていこうと考えている。

●委員：子供たちに直接指導するのは教員かと思うが、3月は子供たちも春休みに入るため、その間に教員への研修をするといったことも予定されているのか。

○人権擁護課長：具体的な周知の方法、対象などについては、これから考えるところだが、今教員を対象にという話もいただいたため、そういった意見も取り入れながら、幅広く周知を進めていきたいと思う。

●委員：このファミリーシップ制度は本当に求められているもので、進めてほしいと思うが、例えば生命保険をかけてこの制度を悪用するような、それは法的な結婚でもそういうことがあるので、防ぎようはないのかなとは思いますが、もちろん証人を不要にしないといけない制度だとは思いますが、証人がいないところでの不安も少しあると思う。そのような懸念に関して、面接の際に、職員さんがこの人たちは本当に家族だと判断するのか。少し怪しいと思うケースなどは考えられないか。

○人権擁護課長：非常に難しい問題だと思う。この制度は、悩んでいる当事者が少しでも暮らしやすく、いい方向に向かってもらうための制度だが、それを悪用するケースも考えられないことはないと思うが、それについては職員による対面での聞き取りなどの中でも判断が難しいが、基本的には断る理由がない。そういったこともあり得るという注意の下、対応していきたいと思う。

●委員：資料の中の県内自治体の導入状況において利用件数を非公開としている自治体もあるが、本市は公開するのかどうか教えてほしい。

○人権擁護課長：現在、どちらにするかは決まっていないが、非公開とする理由もあまりないと考える。

○市民環境部長：この制度が欲しい人の中にも、周囲には知られたくないという人もいるかもしれないため、松山市のように20件とある程度の利用件数がある場合とは異なり、数件の利用しかない場合は数字を出しにくいという感覚はある。そのことについては当事者とも話しながら検討していきたいと思う。

休憩 午前10時41分／再開 午前10時43分

(2) 付託案件審査（継続審査分）

請願第1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●委員：今後の国の動向を注視するため、本請願は継続審査としてほしい。

<採決> 全会一致 継続審査

○閉会 午前10時44分